

第5章 樹木の保存、表土の保全等に関する基準

1 樹木の保存、表土の保全等に関する法規定

法第33条第1項

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保に必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

(樹木の保存等の措置が講ぜられるように設計が定められなければならない開発行為の規模)

政令第23条の3 法第33条第1項第9号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

政令第28条の2 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第9号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)に関するものは、次に掲げるものとする。

一 高さが10メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第33条第1項第2号イからニまで(これらの規定を法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

二 高さが1メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1000平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分(道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。)について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

(樹木の集団の規模)

省令第23条の2 令第28条の2第1号の国土交通省令で定める規模は、高さが5メートルで、かつ、面積が300平方メートルとする。

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

政令第29条の2

九 第28条の2第1号の技術的細目に定められた制限の強化は、保存の措置を講ずべき樹木又は樹木の集団の要件について、優れた自然的環境の保全のため特に必要があると認められる場合に行うものであること。

十 第28条の2第2号の技術的細目に定められた制限の強化は、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置を講ずべき切土若しくは盛土の高さの最低限度又は切土若しくは盛土をする土地の面積の最低限度について行うものであること。

2 基準の適用範囲

開発区域の面積が1ha以上の開発行為にあつては、環境を保全するために、開発区域内に存する樹木、表土を保存し保全しなければならない。ただし、開発行為の目的、規模、形状、周辺状況、地形、予定建築物等の用途、存する樹木の配置等を勘案して、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

3 樹木の保存

(1) 保存対象樹木等

開発区域内において保存の対象となる樹木等を以下に掲げる。

ア 高さが10m以上の健全な樹木

なお「健全な樹木」とは、①枯れていないこと、②病気(松食い虫・落葉病等)がないこと、③主要な枝が折れていない等樹容が優れていること、の各項により判断する。

イ 高さが5m以上の樹木の集団で、規模が300㎡以上

なお「樹木の集団」とは、一団の樹林地で高さ5m以上の樹木が1本/10㎡以上の割合で存在する状態をいう。

(2) 保存の方法

ア 調査

開発区域内に山林、原野等がある場合には、樹木の態様について立木調査を行うこと。

イ 保存計画

保存対象樹木またはその集団の存する土地をそのまま存置し、公園または緑地として配置すること。

ただし、対象となる土地をすべて公園または緑地にするという主旨ではなく、土地利用計画で公園等（必要な規模以上）の配置設計において、適切に考慮すればよい。

ウ 保存方法

保存対象樹木またはその集団の土地において、枝張りの垂直投影面下の土地については、切土または盛土を行わないこと。

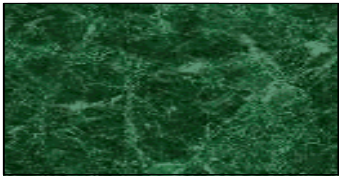
(3) 「基準の適用範囲」のただし書きの運用について

開発区域の規模、用途、周辺状況等を勘案し、以下のア～エにあげる場合には保存等の措置を講じる必要はない。

ア 開発区域の全域にわたって保存対象樹木等が存する場合

図5-1

(a) 現況



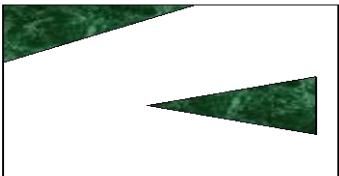
(b) 保存計画



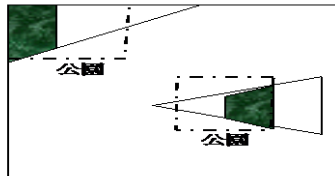
イ 開発区域の全域ではないが、公園または緑地等の計画面積以上に保存対象樹木等がある場合

図5-2

(a) 現況



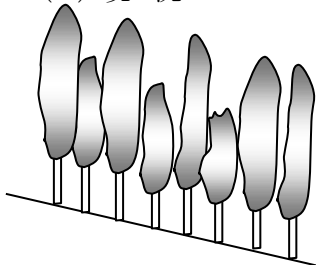
(b) 保存計画



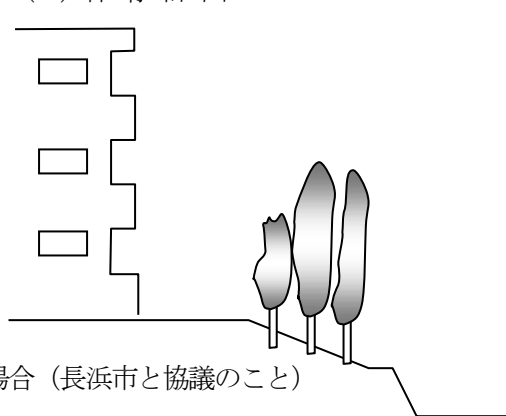
ウ 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木等がある場合

図5-3

(a) 現況



(b) 保存計画

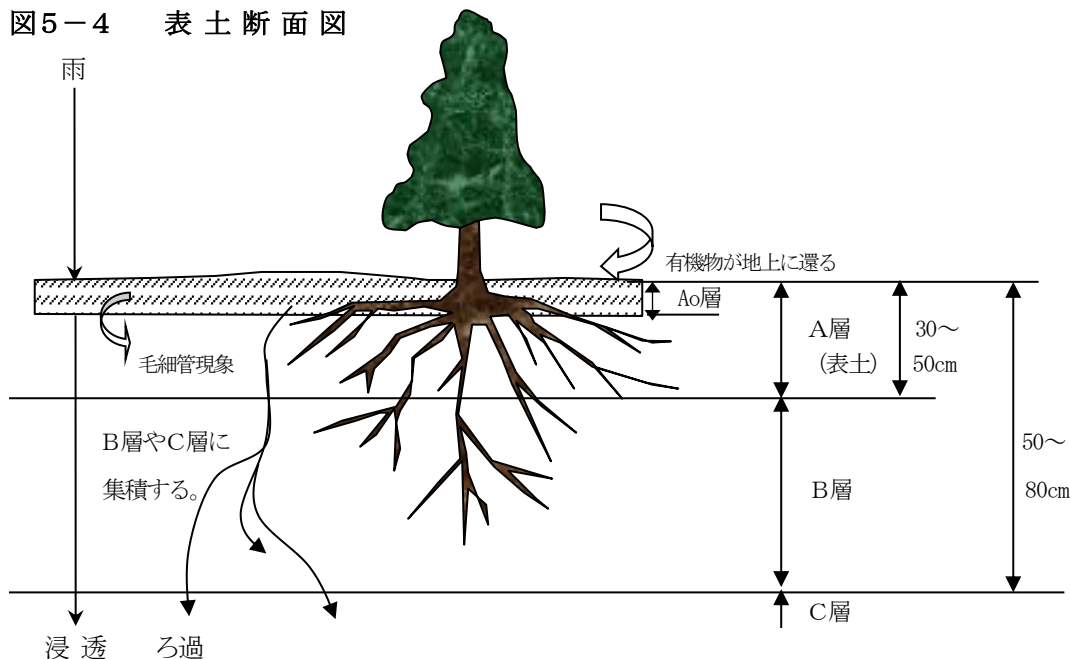


エ その他土地利用上やむを得ないと認められる場合（長浜市と協議のこと）

4 表土の保全

「表土」とは、植物の生育にかけがえのない有機物質を含む表層土壌をいう。

図5-4 表土断面図



注. Ao層（有機物層）：地表に堆積した有機物の層で、土壌の有機質の母材となるものである。

A層（溶脱層）：下層のB層に比べて風化の程度が進んでおり、組織は膨軟であって有機質に富み、暗色ないし黒色を呈する。多くの土壌で下層土との境がはっきりしている。植物の根はこの部分から養分、水分を吸収し下層土にはほとんど入っていかない。水の通過量が多いため、土壌の可溶性、無機成分、有機成分、粘土等が溶脱される層である。

B層（集積層）：A層の下に続き、A層から溶脱された可溶性成分、粘土等が集積する部分である。

C層（母材層）：岩石が風化していない最下層の部分である。

(1) 表土の保全対象となる規模

高さが1mを超える切土または盛土を行い、かつ開発区域内でその面積の合計が1,000㎡以上となる場合には、表土を保全するための措置を講じること。

(2) 表土の保全方法

表土の保全方法には、次の方法がある。

ア 表土の復元

開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元すること。厚さは30～50cm程度とする。

イ 客土

開発区域外の土地の表土を採取し、その表土を開発区域内の必要な部分に覆うこと。この場合他区域の表土を剥がすことになるので、原則として採取場所を慎重に選ばなければならない。

ウ 土壌の改良

土壌改良材と肥料を与え耕起すること。土壌改良材には、有機質系（泥炭、パルプ、塵芥、糞尿等の加工物）、無機質系（特殊鉱物の加工物）および合成高分子系（ウレタン等の加工物）があり、地中停滞水土壌、酸素不足土壌、固結土壌等の改良に用いる。肥料には、石灰質、ケイ酸質、苦土、無機質、リン酸質等がある。また土壌改良材と兼ねたものもある。

エ その他の方法

表土の復元または客土等の措置を講じて、なお植物の生育が困難であるような土質の場合には、その他の措置として次のような方法を併せて講じること。

(ア) リッパーによる引っ掻きで土壌を膨軟にする。

(イ) 発破使用によるフカシで土壌を膨軟にする。（深さ1m、間隔2m程度の防爆幕を使用する等）

(ウ) 粘土均しにより保水性の悪い土壌を改良する。

(3) 表土の保全箇所

一般に表土の保全措置を行うのが適当であると考えられるのは、公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緑地帯等である。

5 その他

開発行為が森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可、または同法第27条第1項の規定に基づく保安林指定の解除を要する場合は、別途森林法に基づく基準がある。